

各 位

包括外部監査人 岩崎 和文

包括外部監査の結果の概要について

「平成 22 年度包括外部監査の結果報告書」の概要は下記のとおりです。

記

I. 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

「兵庫県社会福祉事業団にかかる財務事務の執行について」

なお、財務事務の監査の対象期間は原則として平成 21 年度（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）とした。

3 事件を選定した理由

- ① 兵庫県は、県人口が減少局面に入り高齢者が増加する中、地域の活力の創造や、生活の豊かさの実現、交流人口の拡大、家庭と地域の再構築、安全安心の確保など、少子高齢人口減少社会における様々な地域課題の解決や、地域の個性と特色を生かした兵庫づくりに県政をあげて取り組む必要があるとし、平成 30 年度までの間、組織、定員、給与、行政施策等、行財政全般にあたりゼロベースで見直しを行い、県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政構造を確立する為、行財政構造改革を推進しているところである。
- ② その中で、事業団の改革の基本方向を、
 - ア 県立障害者施設等 15 施設を平成 21 年度から事業団立化し、運営費に係る県費継ぎ足しゼロ（平成 20 年度 319 百万円）の実現
 - イ 西播磨総合リハビリテーションセンター西播磨病院について、外来患者の確保等に取り組むことにより、平成 21 年度収支の黒字転換
 - ウ 今後の経営方針として、県立社会福祉施設等の運営を担う団体として広く県民福祉の向

上と増進に寄与するため、医療福祉など各施設種別単位での運営の独立性を確保し、利用者本位の支援と自主経営基盤の確立を図る、としている。

- ③ 少子高齢化社会の中、福祉が大きな課題となっている中、県のかかえる課題を踏まえ、事業団の財政等現状把握、分析を通じ必要なものに必要な額の支出がなされ、県の資金が有効に活用されているかどうかを検討することは極めて有意義であると考え、この事件（テーマ）を選定することとした。

4 兵庫県社会福祉事業団 運営施設一覧（82 施設）

（1）総合リハビリテーションセンター（10 施設）

地域リハビリテーションシステムの中核施設をめざし、高度で専門的な医学的、心理・社会的、職業的リハビリテーションサービスを一体的に提供。

中央病院	リハビリテーション医療の中核病院（県指定管理）
のぞみの家	生活保護法による保護施設（自主運営）
万寿の家	県内最初の特別養護老人ホーム（自主運営）
職業能力開発施設	職業能力の評価、開発訓練施設（県指定管理）
あけぼのの家	障害者の就労支援施設（自主運営）
自立生活訓練センター	地域社会で生活を営むための自立訓練施設（自主運営）
おおぞらのいえ	障害のある子どもたちを支援する施設（県指定管理）
障害者スポーツ交流館	スポーツを通じた健康づくりと交流を目的とした施設（県指定管理）
福祉のまちづくり研究所	福祉のまちづくり条例に基づき、工学的な見地から設立された研究所（県指定管理）
医務室（診療所）	のぞみの家と万寿の家の施設医療の充実を目的（自主運営）

（2）西播磨総合リハビリテーションセンター（3施設、県指定管理）

兵庫県西部の豊かな自然に囲まれた総合リハビリテーションセンター。障害者や高齢者の自立と社会参加の支援のためのリハビリテーションサービスを提供。

西播磨病院	神経疾患、高次脳機能障害などにより、一般の医療機関では対応が難しい患者のリハビリテーションサービスを提供
研修交流センター	リハビリテーションに関する広範な領域の研修会を実施するほか、福祉用具に関する相談への対応を実施
ふれあいスポーツ交流館	健康と体力づくりからアスリートの強化までを担う障害者スポーツ優先施設

（3）清水が丘学園（1施設、県指定管理）

情緒障害児短期治療施設。明石市西部にある全国的に数少ない子どもの心理治療施設。

(4) 洲本市五色健康福祉総合センター（4施設）

地域の高齢者福祉サービスの拠点として、施設介護、居宅介護、相談支援などを展開。

五色・サルビアホール	特別養護老人ホーム（洲本市指定管理）
五色グループホーム	認知症対応型共同生活介護（洲本市指定管理）
生活支援ハウス	生活支援ハウス（洲本市指定管理）
グループホームひろいしの里	グループホーム（自主運営）

(5) 特別養護老人ホーム等（5施設、自主運営）

朝陽ヶ丘荘（佐用町平福）、たじま荘（豊岡市日高町）、あわじ荘（洲本市野島貴船）、丹寿荘（丹波市市島町）、グループホーム村いちばんの元気者（丹波市市島町）

(6) ことぶき苑（1施設、自主運営）

養護老人ホーム。平成21年4月に豊岡市から移譲。

(7) 立雲の郷（2施設、自主運営）

朝来市の「新市まちづくり計画」における『健康・福祉のまちづくり』の推進拠点として、高齢者・障害者を中心に健康・福祉に関する幅広いサービスを提供。

とらふす道場	朝来市内で唯一、体育指導員を配置した運動施設
グループホームたけだ遊友館	認知症対応型共同生活介護施設

(8) 浜坂温泉保養荘（1施設、自主運営）

障害者やその家族をはじめ、県民だれもが利用できる宿泊施設。

(9) 知的障害児施設・障害者支援施設・障害福祉サービス等（17施設、自主運営）

小野起生園	障害者支援施設
小野福祉工場	多機能型事業所
出石精和園	児童寮、成人寮、第2成人寮、香美町地域支援センター
五色精光園	児童寮、成人寮、かがやき事業所、あゆみの部屋事業所、コスモス事業所
赤穂精華園	児童寮、成人寮、授産寮、有年事業所
丹南精明園	篠山市の北西部に位置する障害者支援施設
三木精愛園	三木市緑が丘に位置するユニット型施設

(10) 共同生活介護・共同生活援助事業（38施設、自主運営）

こぶし荘 ほか8施設	バックアップ施設：出石精和園
なのはな ほか5施設	バックアップ施設：五色精光園
しおさい ほか11施設	バックアップ施設：赤穂精華園
にじ ほか5施設	バックアップ施設：丹南精明園
ひまわりの家 ほか5施設	バックアップ施設：三木精愛園

II 包括外部監査の結果

1 事業団全体の概要

(1) 退職給与引当金の計上不足 (P17)

退職給与引当金の計上不足が事業団全体において190,082千円ある。適正な期間損益のためにも、計上不足について適切に処理する必要がある。

(2) 敷金の償却処理 (P18)

貸借対照表に計上されている敷金について償却が行われていないことから、必要な費用処理を計画的に実施していく必要がある。

(3) 事業団における県派遣職員の人件費 (P30)

県から事業団に職員が派遣された場合、その人件費については、県、事業団双方で負担することとなるが、事業団負担分については、県が補助金等により負担をしていることから、県の人件費支出は実質的に変化がないにもかかわらず、科目上は人件費が減少することになるために、県人件費が削減されたような錯覚に陥ってしまいかねない。

県が行財政構造改革を進める上で、人件費管理の徹底が必要と考えられることから、県派遣職員にかかる人件費の総額について適正に管理する必要がある。

(4) 事業団における県OB職員の人件費 (P32)

県OB職員の人件費が補助金による受け入れであるため、事業団において、県OB職員を受け入れることの有効性及び受け入れ後の貢献度の評価が、十分実施されていないことから、自律経営を目指すうえで、その効果について検証が必要である。

また、県においては、県OB職員にかかる人件費補助により、県OB職員のポストを用意していると認識されかねないことから、その説明責任を県民に対して果たすためにも県OB職員の人件費にかかる補助金の妥当性を十分検討し、県OB職員の派遣自体の必要性についても定期的に検討するべきではないかと考えられる。

(5) 事務局人件費等の配賦基準及び経理区分間収入による処理 (P49)

各施設において、適正な経営を実施する際には、その施設における適正な損益管理が必要であるが、事業団においては、事務局人件費等について、各施設との負担関係が適切に反映されていないことから、見直しを行っていくべきである。

また、事務局人件費等各施設で負担すべき収入、支出について、適正な科目により処理されないために、各施設の事業の発生内容が見づらい状況になっていることから、適正な損益管理のため、可能な限り各施設において直接、該当勘定により処理すべきである。

2 社会福祉事業個別検討

(1) 事務局

① 退職にかかる人件費の会計処理 (P89)

各施設において、適正な経営を実施するため、決算書上、退職金、退職共済掛金及び退職給与引当金繰入等退職にかかる人件費については、施設毎に該当科目にて発生額を

認識させて施設毎で損益管理を徹底する必要がある。

② 退職給与引当金の計上不足（P89）

退職給与引当金の計上不足額がある。適正な期間損益のためにも、計上不足について適切に処理する必要がある。

③ 各施設への事務局人件費の配賦（P90）

各施設への事務局人件費の配賦については、各施設に対してかかわった実働時間等が反映されるような基準により人件費を配賦する必要があると考えられる。

④ 固定資産管理 現物管理の不備（P96）

固定資産台帳に記載されている資産を特定するための資産コードが固定資産現物に付されておらず、現物と固定資産台帳の関係が把握できない。また、固定資産台帳と現物の照合がなされていない、あるいは、適切に実施されていない。

(2) 総合リハビリテーションセンター

① 随意契約手続とその内部統制（P134・中央病院）

随意契約手続（医事業務委託、電話交換業務委託）の理由について、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとしていたが、実際は他の業者においても受託可能と考えられることから、その理由に正当性が認められない。また、これらの判断が事業団内の正式な決裁ルートにより行われていることから、随意契約に関する内部統制は、十分に機能していない。

② 総コスト（原価）を意識した経営（P142・中央病院）

21年度決算の事業活動収支は黒字であるが、地方公営企業の自治体病院であれば発生する減価償却や借入金利息等を仮に含めた場合の収支は赤字になる。

経営のさらなる適正化を図るため、県は事業団にこれらを含めた総コストを意識した病院経営を行わせる必要があり、また、事業団はこれらを含めた総コストを意識して病院経営を行う必要がある。

③ 部門採算（診療科または病棟別）を意識した経営（P144・中央病院）

病院経営を行う上では、部門別に収益や費用の構造を把握し、経営課題を抽出することが重要であるが、事業団においては、部門の採算性は病棟別や診療科別の収入面の管理はしているものの、部門別の原価計算が行われておらず、部門採算が明確に把握されていないことから、部門採算を意識して病院経営を行う必要がある。

また、県と事業団との間で適切な指定管理料を取り決めるためには、その前提として事業団として経営努力を行っても収益で費用を賄えない部分（いわゆる不採算の政策医療部分）を明確に把握する必要がある。

④ 指定管理料の算定方法（P145・中央病院）

指定管理料については、不採算医療として適切な運営を行っても診療収入等で賄えない経費を厳密に把握し、それに応じて指定管理者の経営努力のインセンティブが働くよ

うな額を定めるべきと考えるが、現在は地方財政単価等に基づいて算定されており、実績に基づいた額にはなっていないことから、適正な指定管理料の算定が求められる。

⑤ **固定資産管理 期末実査の実施の徹底**（P151・中央病院、P162・のぞみの家、P164・万寿の家、P165・職業能力開発施設、P166・障害者スポーツ交流館、P168・管理部門）

定期的な固定資産実査は実施されていなかった。本来固定資産の実査については、管理部門等第三者の立合いのもと毎期定期的の実施され、その結果を報告し、必要な会計上の修正がなされなければならない。今後は具体的な実査要領を作成し、施設管理部署等の管理の下、適切な実査を実施し、報告される制度を構築する必要がある。

⑥ **県からの受託備品等の管理**（P151・中央病院、P162・おおぞらのいえ、P165・職業能力開発施設、P166・障害者スポーツ交流館、P168・管理部門）

ヒアリング調査を行った結果、県からの受託備品等の管理についても事業団所有の固定資産と同じく実査等の管理及び報告が不十分である。指定管理の基本協定書に基づき、善管注意義務をもって適切な管理を行い、廃棄等の必要がある場合は速やかに通知し承認を受ける必要がある。

⑦ **固定資産等の廃棄処理等**（P151・中央病院）

固定資産等の廃棄に関して不適切な管理が散見される。病院という高額機器を数多く扱い、また、随時更新等が必要とされる施設において、このような実態は非常に問題となる。詳細な実査を速やかに実施し、原状を把握し、廃棄されているもの（使用されず倉庫保管になっているもの含む）については必要な決裁の上、会計上除却処理を行う必要がある。

⑧ **固定資産の有効活用**（P153・中央病院）

高額の検査機器（CT（約30%）、骨密度（週20件弱））の稼働率が低い。外部の医療機関からの検査受託を行う等により増収が見込まれることから、保有する資産の有効活用を図る必要がある。

また、手術室の面からは空き時間が多く、医師および手術適応の患者が確保できれば、増収を図ることができる状況にある。中央病院の立地から考えて、外部医療機関から医師を招いて手術をすることも可能なように思われるので、手術室の有効利用を考える余地がある。

⑨ **後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進**（P155・中央病院）

後発医薬品の採用率（品目ベース）が5.8%と低い。病院の損益面を考えると薬価差額の大きい先発医薬品を使用した方が有利であるが、後発医薬品の採用率が高ければ、診療報酬の加算措置もあることから、患者負担額の軽減や医療費（その財源としての税金）の削減のため、後発医薬品の採用が可能なものは積極的に採用する必要がある。

⑩ **365 日リハビリの実施**（P157・中央病院）

県のリハビリテーション医療の中核機関として、まずは現在中央病院内の委員会でも検討されている土曜リハビリの完全実施を実行に移すとともに、365 日リハビリについ

ても診療報酬の加算措置があることから、その実施について検討するなど、今一層サービスの充実を図るべきである。

⑪ 入院待ち患者の発生（P158・中央病院）

整形外科の入院待ちが130人～150人程度おり、また、手術待ち期間が3ヶ月～半年程度となっていることから、患者のQOLの充実を図るため、整形外科の医師を確保し、入院待ち患者を減らすことが望まれる。

⑫ 病床稼働率の低い病棟（P159・中央病院）

病床利用率の低い小児科一般病棟等について、対象患者の拡大検討などにより病棟の利用率を上げ、更なる収支改善に取り組む必要がある。

⑬ 診療機能充実のための医師等の確保（P160・中央病院）

県のリハビリ医療の中核施設として、他の病院では困難な分野や患者の強い要望がある分野の充実を図るため、医師その他の職員を十分に確保し、インフラの有効活用と求められる能力を十分に発揮し、政策医療を積極的に推進していく体制を構築することが望まれる。

⑭ 退職給与引当金の計上（P162・のぞみの家、P165・万寿の家）

退職給与引当金の計上不足額がある。適正な期間損益のためにも、計上不足について適切に処理する必要がある。

(3) 西播磨総合リハビリテーションセンター

① 退職給与引当金の計上（P183）

退職給与引当金の計上不足がある。適正な期間損益のためにも、計上不足について適切に処理する必要がある。

② 固定資産の現物確認（実査）（P184）

西播磨総合リハビリテーションセンターで所有している固定資産についてはもちろんのこと、県から管理委託を受けている固定資産についても管理委託業務を受託している以上、社会福祉事業団所有の固定資産と同様の管理が求められることから、会計年度末の固定資産の現物確認を実施する必要がある。

③ 固定資産の現物管理（P185）

一部の固定資産については備品整理票番号が貼付されていなかったが備品台帳には存在しており、備品整理票番号の貼付漏れがあった。これらについては現物確認（実査）を実施するタイミングで漏れなく貼付することが求められる。

また、コム・プラザ内の書庫・椅子等については、県からの管理委託備品一覧上存在するが、備品台帳上に計上されていないものが多数あり、これらについては台帳による固定資産管理が適切に実施されていないのが現状である。

県からの管理委託備品一覧と備品台帳を突合し、備品台帳にて管理されていない物品については、台帳管理を実施した上で、備品整理票番号の貼付を漏れなく実施すること

が求められる。

④ 随意契約手続とその内部統制（P186）

随意契約手続（医事業務委託）の理由について、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとしていたが、実際は他の業者においても受託可能と考えられることから、その理由に正当性が認められない。また、これらの判断が事業団内の正式な決裁ルートにより行われていることから、随意契約に関する内部統制は、十分に機能していない。

⑤ 手術設備の有効利用（P190）

リハビリテーション西播磨病院も病院である以上、必要最低限の手術設備の設置は必要であると考えられるが、監査日（平成22年11月17日）現在、整形外科医の常勤医が1名であること、及び麻酔科医の常勤医がゼロ名であることを鑑みると今後リハビリテーション西播磨病院で手術が行われる可能性は極めて低いと考えられる。

よって、中央病院に貸出中である「関節鏡TVシステム」や「全身麻酔装置」等と同様に、他の病院にて転用可能なものについては積極的に貸出又は移管を行い、兵庫県社会福祉事業団全体、ひいては兵庫県全体の観点から設備の有効利用に努める必要がある。

⑥ 検査設備の有効利用（P192）

検査設備（MR I、CT等）の稼働率は50%未満であり、現在の利用状況が続くと仮定すると、投資金額以上の検査収入が見込めない状況にある。

リハビリテーション西播磨病院は、兵庫県からの指定を受け平成21年11月に認知症疾患医療センターを開設し、専門的な検査による認知症診断が始まったため、今後はMR I検査件数の若干の増加が期待されるが、投資金額以上の検査収入は見込めないことから、他医院及び他病院からの検査受託等を積極的に実施し、検査設備の有効利用を図るべきである。

⑦ 総コスト（原価）を意識した経営（P193）

21年度決算の事業活動収支は黒字であるが、地方公営企業の自治体病院であれば発生する減価償却や借入金利息等を仮に含めた場合の収支は赤字になる。

経営のさらなる適正化を図るため、県は事業団にこれらを含めた総コストを意識した病院経営を行わせる必要がある。また、事業団はこれらを含めた総コストを意識して病院経営を行う必要がある。

⑧ 部門（診療科または病棟別）採算を意識した経営（P194）

病院経営を行う上では、部門別に収益や費用の構造を把握し、経営課題を抽出することが重要であるが、事業団においては、部門の採算性は病棟別や診療科別の収入面の管理はしているものの、部門別の原価計算が行われておらず、部門採算が明確に把握されていないことから、部門採算を意識して病院経営を行う必要がある。

また、県と事業団との間で適切な指定管理料を取り決めるためには、その前提として事業団として経営努力を行っても収益で費用を賄えない部分（いわゆる不採算の政策医療部分）を明確に把握する必要がある。

⑨ 指定管理料の算定方法（P195）

指定管理料については、不採算医療として適切な運営を行っても診療収入等で賄えない経費を厳密に把握し、それに応じて指定管理者の経営努力のインセンティブが働くような額を定めるべきと考えるが、現在は地方財政単価等に基づいて算定されており、実績に基づいた額にはなっていないことから、適正な指定管理料の算定が求められる。

⑩ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進（P197）

後発医薬品の採用率（品目ベース）は22%であり、診療報酬上、後発医薬品使用体制加算（品目ベースで20%以上）が算定できている。しかしながら、患者負担額の軽減や医療費（その財源としての税金）の削減のため、後発医薬品の採用が可能なものは積極的に採用する必要がある。

⑪ 365 日リハビリの実施（P198）

診療報酬の加算措置があることも踏まえながら、県西部のリハビリテーション医療の中核機関として、365 日リハビリを行う等、今一層サービスの充実を図るべきである。

⑫ 病床稼働率の低い病棟（P200）

開院以来徐々に病床利用率は上がっているが、利用率の改善の余地がまだあると考えられることから、病床利用率の低い病棟の利用率を上げ、更なる収支改善に取り組む必要がある。

⑬ 診療機能充実のための医師等の確保（P200）

県西部のリハビリテーション医療の中核機関としての役割を果たすため、本来期待される診療機能の低下や設備の遊休化に繋がらないよう、医師その他の職員を十分に確保し、施設としてもつ能力を十分に発揮し、政策医療を積極的に推進していく体制の構築が望まれる。

（4）清水ヶ丘学園

① 固定資産台帳と現物の不一致（P206）

取得年度や型式が古いものについてサンプリング調査した結果、固定資産台帳に計上されている固定資産と現物が一致せず乖離が生じている。事業団並びに当施設関係者は、当施設の固定資産台帳に計上されている固定資産の存否、状況等を確認するとともに、固定資産台帳との差異を適切に修正する必要がある。

② 県からの受託備品等の管理（P207）

受託固定資産2品について、現物が存在していなかった。事業団所有の固定資産と同じく、県からの受託備品等についても実査等の管理及び報告が不十分である。善管注意義務をもって適切な管理を行い、廃棄等の必要がある場合は速やかに通知し指示を受ける必要がある。

(5) 赤穂精華園

① 事業活動収支の計上区分 (P225)

事業活動収支の計上区分に誤りがあり、事業活動収支差額が過少計上となっている。

② 現物管理の不備 (P226)

固定資産台帳に記載されている資産を特定するための資産コードが付されておらず、現物と固定資産台帳の関係が把握できない状態であった。

③ 固定資産台帳と現物の不一致 (P227)

パソコンを対象に現物実査を行った結果、固定資産台帳と現物が一致せず乖離が生じている。事業団並びに当施設関係者は、当施設の固定資産台帳に計上されている固定資産の存否、状況等を確認するとともに、固定資産台帳との差異を適切に修正する必要がある。

④ 退職給与引当金の計上 (P229)

退職給与引当金の計上不足がある。適正な期間損益のためにも、計上不足について適切に処理する必要がある。

(6) 浜坂温泉保養荘

① 退職給与引当金の計上 (P238)

退職給与引当金の計上不足額がある。適正な期間損益のためにも、計上不足について適切に処理する必要がある。

② 現物管理の不備 (P238)

固定資産台帳に記載されている資産を特定するための資産コードが固定資産現物に付されておらず、現物と固定資産台帳の関係が把握できない。また、固定資産台帳と現物の照合が適切に実施されていない。

③ 業務委託する場合の決裁書による承認手続き (P239)

一部の業務委託契約では、契約書は交わされていたものの、決裁書が作成されていないかった。

外部に業務委託する際には、決裁書を作成の上、承認手続きを行い、決裁書の保管を行う必要がある。